

西宮市立介護老人保健施設すこやかケア西宮の指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市立介護老人保健施設すこやかケア西宮について、次のとおり指定管理者を指定しました。

1. 対象施設

西宮市立介護老人保健施設すこやかケア西宮
(西宮市林田町7番17号)

2. 指定管理者として指定した団体

団体名 社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団
代表者 理事長 阪本 興司
所在地 西宮市上甲子園5丁目7番21号

3. 指定管理者に行わせる業務

- (1) 当該施設において法律又は条例に規定している事業を行うこと
- (2) 当該施設使用料等の徴収、減免及び返還に関する事務を行うこと
- (3) 当該施設の施設及び設備の維持管理を行うこと
- (4) 当該施設に係る条例の規定に基づく損害賠償に関する業務
- (5) その他当該施設設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

4. 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで